

日本の 論

THE ISSUES FOR JAPAN

文藝春秋編

またルールが変わった

2008

文藝春秋

論点

22 世界金融はどう動いているか

世界マネーが実体経済を振り回す。グローバル化の本質は資本の反革命だ

水野和夫

210

テータ分析① 世界株安の元凶「ヘッジファンド」の正体とは? 214

論点

23 投資立国の道を歩むべきか

いまやものづくりだけではやつていけない。金融・投資立国にこそ活路あり

藤巻健史

220 216

「虚の経済」への追隨は必ず破綻する。投資立国という悪夢の実相

内橋亮人

テータ分析① 先進国の富の源泉とは何か? 224

論点

24 中国経済は大丈夫か

1101五年までに、共産党中国が必ず終焉を迎える四つの確かな理由

水木 楢

230 226

まだまだ伸びる中国経済——リスク過敏になつてチャンスを見逃すな

丸川知雄

テータ分析① 中国経済の成長はいつまで続くのか? 234

論点

25 日本の景気はこの先どうなる

正念場は〇八年秋だ! これから日本経済は地雷原を歩くようなもの

上野泰也

236

失われた一〇年はまだ終わっていない。怖いのは米国消費の長期低迷だ

牧野潤一

240

テータ分析① 景気底大はいつまで続く? 244

論点

26 投信ブームの落とし穴は

だまされてはいけない! ドリックを見破る正しい投資信託の選び方

竹川美奈子

246

テータ分析① 個人投資家が陥りやすい投資の落とし穴は? 250

論点

27 借入れ難民はどうなるか

日本版グラミン銀行創設を急げ——血税を使わずとも破産・倒産は防げる

石川和男

252

テータ分析① 賃じがら多業——借入れ難民はどう行く? 256

7

少子経済のゆくえ

論点

28 少子化が経済に与える影響は

「人口減で経済縮小」の嘘。四〇代前半の消費が拡大するこれからが買いたいだ

木下晃伸

260

テータ分析① 人口ピラミッドから見た貧困の経済予測とは? 264

日本版グラミン銀行創設 を急げ——血税を使わずとも破産・倒産は防げる



石川和男

personal data

いしかわ・かずお 1985年生まれ。東京大学工学部卒。通産省(現経済産業省)に入局。通産省局などを経て07年退官。現在新日本ファブリック・アソシエーツ(株)上級執行役員、東京財團研究員、専修大学客員教授。金融・経済政策を専門とし、マクロ経済研究で一貫して幅広い政策の見直しに伴う消費者層の変化とセーフティネットのあり方を調査研究。主著に「多頭債務者を救え！」、「年金・郵政マネーが日本を救う！」、「銀行とノンバンクの融合」などがある。

灰色金利の横断で貸し渡りが横行している

貸付金利の上限を年利二九・一パーセントから一五一二〇パーセントに引き下げ、貸付総額を原則として年収の三分の一以下に抑える改正貸金業法・出資法・利息制限法(改正三法)が二〇〇九年(平成二一年)末に施行される。帝国データバンクによると、改正三法の施行を控えて、貸金業者が与信審査を厳格化したため、中小企業の資金繰りが悪化し、倒産が急増しているそうだ。個人向けでは新規借入ができないため、自己破産など債務整理の相談が激増しているという。こうした“貸し渡り”が広がることは十分に予見されていた。

与信すべきでない資金需要者に対して、資金を

供給しないのは当然である。必要以上の資金供給は債務者にとって何ら救いにならず、周囲の人々を含めた破滅への道となるに至るからだ。過剰貸付(借り手からすれば過剰借入)は、旅に慎まなければならない。問題は、高リスクであつても過剰借入ではなく、本来ならば借入が可能な資金需要者までが厳格な与信審査によってはねられ、不要な企業倒産や個人破産を誘発することだ。

こうした“借入難民”的な発生を防ぐためには、多重債務問題の解決を目指す法改正とあわせて、高リスク層にも、適切に資金がいきわたるような「大規模かつ広範な安全網」を準備しておくことが不可欠である。この点で注目されているのが、バンガラティッシュのグラミン銀行による「マイクロクレジット」(貧困層向け小口無担保融資)

*1 グラミン銀行
バンガラティッシュの経済学者ムハンマド・ユヌス氏が一九八三年に設立。同行による「マイクロクレジット」には大きく二つの特徴がある。一つは「運営責任」。まずは運営費を負けるには、五人程度で一つのグループをつくることが条件になる。最初の運営費は少額で、しかもグループのうちの一人だけ。運営が順調に進むと、他の三人が井戸水する形になる。もう一つの特徴は運営権返上である。最初の一人がきちんと運営した結果で、次の二人はもう少し大好きな金額を借りられるようになる。これでグループ内で繋り返すとともに、運営権ははじだいに大きくなつていくわけだ。こうしたグループがある以上、借り手は信用できない人間を

である。

日本でも、これをモデルとした高リスク層向け与信システムの普及を望む声が多い。現に政府の多重債務者対策本部は、「日本版グラミン銀行」の創設を提言している。借り手に返済能力が見込まれ、多重債務問題の解決に資する場合に限って、与信後のカウンセリングなどを前提に、低利貸付を行おうというのが、同構想の主旨である。

新業務の立ち上げに税金投入は認められない

与信の原資には公的資金(税金)と民間資金の一通りがあるが、日本版グラミン銀行の役割を担う機関に、高リスク層向けの低利貸付を大規模かつ広範に実施させるならば、その資金需要規模からして、官主導の福祉政策の下で莫大な税金を投入しなければ成り立たない。民間金融機関や投資家に拠出させることは事实上不可能だ。

だが、国民の最大関心事である公的年金の財源でさえ、自民・民主の二大政党とも、増税による手当てには及び腰で、徹底した歳出合理化を優先している。こうした状況下で、福祉政策としての多重債務問題対策に新たな国家予算をつけることは可能だろうか。

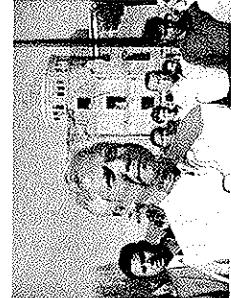
社会保障費については、〇七年度から五年間で一兆六〇〇〇億円を削減とした政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」²を受けて、毎年度平均二二〇〇億円の抑制が予定されている。となると、多重債務者への与信原資として多額の公的資金を注入する措置は、残念ながら期待できない。

かといって生活保護、生活福祉資金貸付などの公的福祉制度や生協・NPO・バンクといった民間の慈善的取組みだけでは、高リスク資金需要は根柢的に覆い切れない。そこで、何らかの別の対応策も用意する必要がある。

新たな税金投入が認められず、民間資金だけで大規模かつ広範な資金供給の安全網として「日本版グラミン銀行」を開設する場合、何をどうすればいいのか、以下に一つの政策案を提言する。

まず誰がその新しい役割を果たすか。改正三法成立までの過程で、高リスク与信市場をめぐる社会的信頼は地に堕ちた。市場を復興させるためにも、新制度の初期段階では、資金需要者も含めた国民全體に信頼感と安心感を与える機関が「日本版グラミン銀行」の業務を担うべきである。全国規模で展開するのであれば、既存の公庫——国民

グループに入れてもうひと世帯はない。現在同行の借り手は数百万人にのぼるが、貸し倒れ率は二%以下といわれる。同様の手法による運営機関は世界各国に拡大し、利用者は一億人以上のほど。
〇六年、ユヌス氏と同行は、世界の貧困層にマイクロクレジットが主要な役割を果たすことを明確に力説でノベル和平賞を受賞した。



〇六年一〇月、伝統で原稿料などを貢献するユヌス氏

*2 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六」
経済財政運営会議の答申を経て閣議決定される、通常骨太の方針。〇一年の小泉内

生活金融公庫や中小企業金融公庫といった政府系金融機関が民間の審査・回収能力を活用して行うのが良い。最大消費地である首都圏では、新銀行東京など、公共色の濃い金融機関も有力な候補だ。

貸付金利の上限は「五パーセント程度」が妥当

資金調達の方法については、豊富な資金を円滑に集められるのが望ましい。大規模投資家向けの金融債が最も効率的で、預金による調達は勧められない。預金取扱金融機関がひしめく日本では、預金機能の拡大は不要だ。日本版グラミン銀行には預金機能は重荷になるだろう。預金・決済機能を要件とする銀行ではなく、与信機能のみで営業できる組織形態が良い。

次に与信条件をどうするか。改正三法の施行を前提とした与信審査の厳格化によって、与信対象からはずれた高リスクの資金需要者に、ふたたび適格な与信を行うとなると、同法による貸付総額規制と上限金利規制は最大の支障となる。

そもそも改正三法は、後を絶たない過剰貸付や違法取立てに業を煮やし、貸金業界全体への強烈な懲罰的意味合いから制定されたとも解される。その点、公庫なら政府の直轄であり、過剰貸付や

違法な取立て行為の心配もない。与信方針を厳格に規定することを前提に、貸付総額規制や上限金利規制を適用しない特別措置を認めるることは可能だろう。その意味でも、新業務の引き受け先には既存の公庫が望ましい。

公庫において、人件費その他の必要経費など、貸付原資以外のコストを從来業務の収入で賄えるのなら、新業務に係る貸付金利を利息制限法以内に抑えることは可能かもしれない。それも選択肢の一つである。しかし金利がそこまで下がると、民間の銀行、貸金業者の厳しい与信審査を経て、借入する資金需要者に不公平感が生じ、ひいては民業圧迫にもつながりかねない。

民間資金だけで高リスク層向け与信市場を再興するためにには、当面、日本版グラミン銀行の適正金利の上限は、無担保で年利「五パーセント程度」まで許容すべきだ。わが国の金融業界のコスト構造の実態も勘案すれば、妥当ではないか。（なお、経済社会情勢が日本とまったく異なるので全てを参考にするのは適当でないが、バンガラティッシュのグラミン銀行の貸付金利帯は複数の保証人付きで「〇パーセント台まで幅広い）

将来、市場全体への評価が落ち着いた段階で、

公庫定ことくに毎年算定されるようになり、「六年度は同内閣としては最終の第六弾に堪能だ。自らの一つは、財政健全化に向けた「融出・繰入・基盤的財政収支フライマリーバランス」を黙字化するという目標を掲げ、そのための必要な財政を六・五兆円前後と推計。これを実現するためには少なくとも一・四兆円の融出を想定し、残る五兆円程度を繰入額にもつて賄つとの方針を打ち出した。

* 3 政府系金融機関

現在は八機関が存在するが、財政改修改進の一環として金融公庫・中小企業金融公庫・農林漁業金融公庫・国際開発銀行の四機関は、「八一年二〇月に統合し、政府系唯一の金融機関「日本政策金融公庫」となる。沖縄振興開発金融公庫も一二二年度以降に合併する。日本政策改修銀行と郵工組合中央金融庫は、同じく「八一年一〇月に民営化。その後五十七年をかけて政府保有株がすべて売却され、完全民営化される予定だ。また公務企業金融公庫は、地方の共同組織が主体となって運営する

日本版グラミン銀行の業務を公庫から民間へ移管することを念頭に置けば、税金投入は一切せず、新業務に特化した独立勘定の下で業務を展開していくことが望ましい。

「ゆうちょ銀行」の活用が成功のカギ

新業務のスキームを理解しやすくするため、具体的に二種類の貸付商品設計案を考えてみよう。
 ①個人向けの当座資金への貸付商品——最大貸付額五〇万円、返済期限三年以内、年利「五パーセントで貸付総額は一兆円
 ②企業向けのつなぎ運転資金への貸付商品——最大貸付額一〇〇〇万円、返済期限一年以内、年利「五パーセントで貸付総額は一兆円

総額一兆円に上る巨額の原資は、豊富な資金を持つ機関から調達するのが良い。たとえば、郵政民営化で登場した超半ガバナンス——ゆうちょ銀行である。

同行から公庫の貸付総額一兆円のうち九五パーセント分（一・九兆円）を調達し、残りの一〇・一兆円を公庫の自主財源で賄う。総額一兆円の貸付権を裏付けとした証券化商品のうち、シニア分として金利「一パーセント分相当をゆうちょ銀行が

保有し、残りのメザニン分など「三パーセント分相当を公庫が保有する。

日本最大の機関投資家にして民間市場での運用経験に乏しいゆうちょ銀行にとって、民業圧迫回避で望ましい資金運用となる。公庫にとっては民間の資金需要のうち高リスク部分を担う新しい民業補完業務となる。公庫の収入のうち人件費等の必要経費に充当される分を除いて、余剰が発生すれば、公庫に返納するか、公庫内で基金融化すれば良い。後者の場合、将来的に貸付金利の引下げや、多重債務など返済不能に陥った利用者の債務整理、心理的ケアなどに係る財源として活用することもあり得る。

官に依存する範囲は、高リスク層向け与信市場の再興に向けて、当初の与信主体としての社会的信頼性と、民間ビジネス化までの市場育成に係る民業補完性に止めるべきだ。日本版グラミン銀行モデルが普及・浸透していくためには、それが収益事業モデルでなければならぬ。見識と節度のある与信主体の行動と、民間資金だけで成立する与信システムこそが、日本版グラミン銀行モデルのあるべき姿だ。それにより、高リスク資金需要への適切な資金供給が復活していくであろう。

「地方公営企業等金融機構」へ移管される。

* 4 シニア・メザニン
証券化商品は、リスクの高さに応じて大きく三種に分類される。支払の優先順位が高く、もつともリスクが少ないものを「シニア」、逆に高リスク・高リターンのものを「エイジング」という。その中間にあるものを「メザニン」という。

【基礎知識】貸し渋り多発——借入れ難民はどう行く?

■資金業界は苦境に

資金業界では、110の大手な法人貸し渋りが発生している。これは1996年1月に成立した「改正資金業法」だ。これにより、出資法で定められた従来の上限金利(19・1%)は、1996年末までに利息制限法によって定められた「15・1%」へと改められた。これが「クレーン金利」の撤廃だ。また同法により、貸出総額を年収の三分の一以下に抑える「締借款規制」も導入された。これも当初は1996年より実施される予定だったが、金融庁の判断で1997年末に延期された。

もう一つの大きな波は、「週払う金返還請求権」だ。1996年1月、豊富蔵はクレーン金利分の負担を基本的に認めながら判断を下した。これを契機として多くの借り手は過去に遡って資金業者にこの部分の返還を求め、また業者も大半のケースで応じるようになった。国内大手五社(アコム、アイフル、武富士、プロミス、三井信販)合計の返還額は1996年後半から毎々100億円を突破し、1997年に入り1100億円を超えてくる。

さらに10年が経てば、豊富蔵により、返還する週払う金に年5%の利息をつけるべき

との判断が下された。返還旨意書にかかる終わるはずだが、当面はたまに離れる可能性が指摘されている。

当然、これらが資金業者に対するインパクトは大きさ。貸せしも、生を残す道を探索している最中だ。たとえば大手を中心に、金利を利害制限法の上限以下に割引で引き下げる動きがある。今のところから融資先を貸し倒れリスクの少ない優良顧客に終りむかう。今後の週払い金返還請求権を回遊するのが狙いだ。

業界再編ならしさは整理の動きもある。1997年7月、業界二位のプロミスは同七位の三井信販との経営統合を発表した。三井住友ファイナンシャルグループのリテール部門として活動を見出す構えだ。今後もメガバンクを軸に、カード・信販会社を含めた合併連携が進むそうだ。一方、業界六位のシヤクの親会社である米セネラル・エコノミック(GE)は、同社を他社に売却し、譲渡する方針を固めている。同じく外資系である業界五位のトヨタ(米シティグループ)についても、売却・撤退の噂が絶えない。また紹介しロード庄屋のため、人材整理による・無人店舗の大転換

減を進めている最中だ。

中小資金業者の生き残りはさらに困難だ。金融庁の推計によると、1997年3月末現在の全国の資金業者数は約1万1000社。これは一年前の約2割減、もつとも多かった一九九〇年代半ばの約四分の1の水準だ。二つの大きな波に巻き込まれ、事業として成り立たなくなってしまったのである。

■借入れ難民が増加

そもそも改正資金業法は、全国に110万人超といわれる多重債務者を洗い出し目的として制定された。重い金利負担から逃れるために別の業者から融資を受け、結果悪化するほどに借金が膨らむがちの多重債務の典型的なパターンだ。そこで金利負担を低減し、年収に貢献した利用額に限定すれば、返済に困る人は多くなる、というわけである。

しかし、ついで生まれたのが、借りたくても借りられない人、いわゆる「借入れ難民」の問題だ。資金業者と銀行を行き来しながら、顧客への審査を厳しくするを得ない。金利の高さは、その非理屈の競争を表すからだ。

これに対し、多重債務者の相談にも乗れる体制を整えるもの求めている。弁護士や司法書士を紹介するだけではなく、丁寧な事情聴取、解決方法の検討・助言まで行うことを目指す。ただし、JUの登録にかかるコストは自ら負担する。ただでさえ財政が苦しい自治体が、即座に万全の体制を整えるのは現実にくい。自治体によって対応に差が生まれそうだ。

もう一つの特徴、低利融資制度の拡充だ。その参考モデルとして、茨城本部は着手無消費信託生活共同組合を挙げている。同組織は、年間約5000件の相談に応じる中で、多くに、銀行にモーティセ金利10%前後で融資を行っている。県内の市町村が一定額を地元金融機関に預け入れ、それをもとに金融機関が資金を貸付する仕組みだ。融資額度は10億円を超えるが、貸し出し率は0・1%近くに留まっている。それだけ資源をかつて組合を相談・審査を行っておりといつていいだろ。同じ取り組みは、東京や横浜の申請にも取扱っている。今後もさらに広がってらしそうだ。

ただし、多重債務者全員に融資を行えるわけではない。貸付である以上、返済の見込みが立たなければ不可能だ。改善プログラムが同時に搭載する限り、生活福祉資金貸付など既存の貸付制度や、生活保護制度の拡充が不可欠だろう。

